

毎月~年1回など任意の額の自動引き落としも可能です

みずほ銀行からのお振込み

みずほ銀行 赤坂支店

普通預金 口座番号:1844676

名義:特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会

※みずほ銀行をご利用の場合は、領収書の発送にお名前と ご住所の確認が必要となりますので事前に東京事務所 までご連絡をお願いいたします











ご自宅のPCやスマートフォンからご寄付が可能です 詳細はJHPのホームページよりご覧いただけます

http://www.jhp.or.jp/donate/

JHPは会員や支援者の皆さまの サポートで運営されています。 ぜひ一緒に活動を支えてください。

定例総会や臨時総会の出席資格、議決権を持てます。 会費は控除の対象にはなりません。

定例総会や臨時総会に参加できますが、議決権を持てません。 会費は寄付と同様に税法上所得控除の対象となります。

特別(正/賛助)会員50,000円、一般(正/賛助)会員5,000円 学生(正/賛助)会員3,000円



上記QRコードからリンクへとぶことができます

http://www.jhp.or.jp /member/

上記QRコードからリンクへとぶことができます

▶SNSでも活動レポートを発信しています

JHP・学校をつくる会













未来を担う子どもたちの 学びたい気持ちを支えたい!

教育は「国家百年の計」とも言います。

人材育成こそ国家の要であり、また100年後の国を支える人物をつくるために 長期的視点で人を育てることの大切さを説いた名言です。 そんな国造りの基礎とも言える教育が十分に提供されず、 初等教育を修了していない子ども達は世界におよそ一億人います。 私たちJHP・学校をつくる会は、カンボジア・ネパールを対象に、 未来を担う子ども達のための教育支援活動を行っている認定NPO法人です。 子どもたちの明るい未来のために、あなたの力を貸していただけませんか。 温かいご支援をよろしくお願いいたします。



- ☑ カンボジアでの学校建設実績 370棟以上
- ☑ ネパールでの学校建設実績 19棟以上
- 芸術教科の教科書/指導書制作 1976名の芸術教員育成
- ▼ カンボジア・コンポンチャム州にて開講の識字クラス 卒業生373人が識字者に







色々なご支援方法

JHPでは、様々な形でのご支援を受け付けしております。



未使用の切手・書き損じはがき

未使用の切手やはがきをご寄贈い ただくことで、事務局の郵送費削 減につながります。また、換金分を 寄付金とすることも可能です。



随時ご賛同いただける各プロジェ クトへのご寄付をいただけます。



「お宝エイド」「買取大吉」にて、寄付先 をJHPに指定いただくと、買取金に 10%上乗せされた額がカンボジア・ ネパールの教育支援に充てられます。



寄付型自動販売機の設置

売上の一部がJHPの教育支援への 寄付となる自動販売機を皆さまの 職場や学校へ設置いただけません

「遺贈」 によるご寄付の

遺贈寄付を 選択されてきた方々

相続人の いらっしゃら ない方

JHPでは皆さまからの「相続や遺贈などによるご寄付」のご相談をお待ちしています。

ふたり夫婦の方 (お子様が いないご夫婦)

人生の中で築かれてきた財産を、次世代に引き継ぐ「人生の集大成」の形のひとつとして、ご自身またはご家族の遺産や

お香典を、JHPを通じてカンボジア・ネパールの子どもたちの教育支援に託す社会貢献の形があります。

相続税対策の ため財産の一部を 寄付したい方

社会貢献の ために遺産を 遺したい方

☑ 冠基金としてお名前を残すことができます

- ■学校建設プロジェクトへのご寄付として、完成した学校にお名前を記載したプレートを飾る。
- ホームページ・パンフレット・活動報告等でご寄付を活用した事業にお名前を記載する等 ※お名前の公表をご希望でない方は、匿名でご対応させていただきます。

✓ ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません

ご遺族が相続された財産を相続税の申告期限内(故人がお亡くなりになった翌日から10ヵ月以内)にJHPプロジェクトにご寄付いただいた 場合、JHPが発行する領収証を添えて申告手続きを行っていただきますと、ご寄付をいただいた財産には相続税がかかりません。

相続財産からのご寄付や遺贈寄付をお考えの方はお気軽にご連絡ください。 JHP東京事務所 TEL:03-6435-0812

入会のお願い

控除の対象を

通常払込料金加入者負担 0 0 1 1 0 4 3 5 6 2 6 該当するご寄付の□欄に√と寄付額をご記入ください。(複数記入可) □ 寄付の使途は JHP に任せます □ 学校建設(カンボジア・ネパール) □ 衛生教育 円) □ 芸術教育 円) □ CCH 支援 円) □ 成人のための識字教育 (寄付額: ※会報の支援者一覧にお名前の掲載を希望されない方は○をお付けください。 望しない ※メールマガジン登録ご希望の方はメールアドレスをご記入ください。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(私製承認東第29863号) [1]

払込票兼受領証

	口座	0	0	1	1 ご記	0 入く		4 料 持	加入
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	番号			3	5	6	2	6	4
	加入者名	特定非営利 活動法人 JHP・学校をつくる会							
	金額	于**	百	4-	万	手	百	- -	P
	払公人住所氏名	*							
	料	(消費組	治人み)	- 5	受仆	 片局	日降	中印	
	金		円						
	特殊取出								

OI カンボジア学校建設

子ども達の学習環境の改善を目指して

カンボジアでは、内戦後、教育の立て直しを図っています が、子どもの数の急増により都市部含む各学校では慢性的 な教室不足が続いています。

また、校舎の老朽化が激しかったり、トイレや手洗い場等の 衛生施設が十分ではない学校も多く、子ども達が安心して学 べる環境を整備していく必要があります。

JHPは現地駐在スタッフ中心に調査を行いながら、支援が 必要な学校を決め、優先度の高い学校から長期間利用可能 な、丈夫な校舎を建設しています。



ソック・チート先生

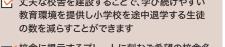
私は生まれ育った村が好きで、知識を子ども達に共 有したかったので、地元の学校で教員になりました。 学校は私が小学生だった頃から随分と変わり、校庭 は整備され、ゴミもない衛生的な学校になりました。 日本の支援者の皆様、当校に安全で立派な1棟5室の 校舎を支援いただき、ありがとうございました。 これからも大切に使用することを約束します。



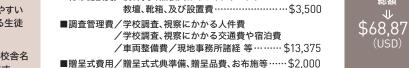
✓ 1棟3教室の校舎建設で約180人の子ども達が 整備された環境で授業を受けることができます

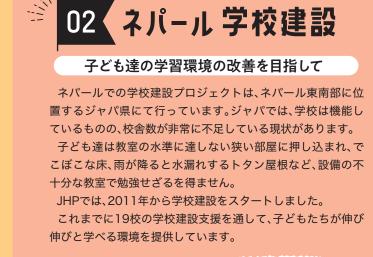
の数を減らすことができます

✓校舎に掲示するプレートに刻むご希望の校舎名 」と支援者様のお名前をお決めいただけます



丈夫な校舎を建設することで、学び続けやすい







学校建設の受益者の声 💬

建設当時、子ども達は少なく学校は古かったですが、 現在は生徒数が増えました。ご支援をいただき、大変 嬉しく思います。建設された校舎は大切に使っており ます。先生方は皆熱心に働いており、このご支援が生 徒や教員の教育におけるレベルアップに繋がっていま す。新しい学校は子どもたちにとって、豊かな場所でと ても良い環境だと思います。





1棟3室あたりの概算 ■学校建設費/校舎建設費(1棟3教室)…… ··\$50.000 ■付帯施設費/机、椅子、黒板又はホワイトボード、

ネパールでの学校建設をご希望の方は、お気軽にご相談ください。



03 衛生教育(カンボジア)

子ども達の衛生環境の改善を目指して

カンボジアの小・中学校には、今もなおトイレがない学校が存 在します。仮にあっても、生徒数に対して少ないことや、壊れて 利用できないことがあります。

その場合、近所に借りに行くか一旦家に帰る事も有ります。 トイレや給水施設の建設は、子ども達が継続して学校に通え る環境づくりのために欠かすことができません。



手洗い場が設置された後、衛生的な学校環境を保ち やすくなりました。生徒達にはトイレの後、泥遊びをし た後、食事の前に手洗いをするよう指導しています。 また、教室に入る前には手をアルコールで除菌して います。学校で、子ども達に良い衛生習慣と知識が身 に着き、それを家庭で両親や兄弟と共有し、実践して いる生徒もいます。立派な手洗い場と衛生用品をご支 援いただき、ありがとうございます。





「手洗い場やトイレ建設後の衛生教本による教育を通し」 全校生徒が衛生習慣を身につけることができます

イトイレが利用できない場合に、一度家に帰宅していた 子ども達が授業に集中して学ぶことができます

1棟3室あたりの概算

■トイレ建設費/トイレ建設費(1棟3室) ……\$5.000 ■調査管理費/学校調査、視察にかかる人件費 / 学校調査、視察にかかる交通費や宿泊費

/車両整備費 /現地事務所諸経費 等:



画材や楽器(鍵盤ハーモニカ)の寄贈を行い、子ども達の 自己表現の場を通じて豊かな感性を育むことができます

学ぶことのできる研修会を行うことができます

ご寄付の額に上限下限はありません。 JHPの音楽・美術教育の支援を進めるための事業費や 運営管理費として大切に使わせていただきます。



05 ССН支援(カンボジア) 04 芸術教育(カンボジア)

音楽や美術の楽しさを知り、豊かな心を育む機会を

内戦後のカンボジアでは、主要科目の国語と算数に力を入 れてきたため、音楽・美術教育は独立した科目ではなく、「社 会科」の一部として扱われています。

学校は予算が乏しく、音楽では歌詞の書き写しや伝統楽器 の名前の暗記、美術では模写といった内容に留まるなど、教 員やカリキュラムの質が十分ではありません。

子ども達が「自己表現」「自主性」「協調性」といった豊かな心 を育み、将来に渡り平和な社会を築く礎に繋がる「情操教育」 の充実が必要視されています。



研修に参加した教員の声 💬

『美術の授業はとても楽しい活動だと分かりました。 教員の役割として、子ども達が楽しんで授業を受けること ができるよう工夫することの大切さが分かりました。』 『研修を通して、絵画・工作の基本知識を得られ、子ども 達に指導することができるようになりました。』 『子どもの21世紀スキルを育むためには、教員が学び続 けることが大切だと分かりました。』





芸術教科の教員自らが音楽や美術の楽しさを体験しながら



子ども達の可能性の芽を育むために

JHPでは家庭の事情により生活や学習環境に困窮を抱える 子どもたちをサポートするために、2002年に児童養護施設 CCH(幸せの子どもの家)を設立しました。

2022年まで運営支援を行っていましたが、2023年より CCH学校として独立しました。授業のほか、職業訓練やアー トに触れるアクティビティも毎週実施しています。



「CCH 学校の奨学金支援」をスタート

JHPでは2023年秋より、大学への進学を希望する青年への奨学金の支援 を開始しました。カンボジアは小学校から高校までは公立学校の学費は無 料ですが、大学は有料のため、金銭的な余裕がない青年は進学を諦めざるを

奨学金の支援を通して、青年の将来の選択肢を広げ、ゆくゆくはカンボジ ア社会の発展に貢献する人材の育成を支援することを目標としています。



をお伝えするレターが送られます。

✓ 生活や学習環境に困窮する子ども達への就学機会を つくり、夢や進路を描くサポートをすることができます。 7 奨学金授与者の青年より、年に一度、支援者様へ様子

8か月間の識字クラスを通して、文字の読み書き計算が できるようになり、生活の質や教育への理解が向上します。 **「読み書き計算ができるようになることで、親が家庭で**

06 成人のための識字教育

お父さんお母さん自身が学びの大切さを知り、

子ども達の学習サポートができるように

ポル・ポト内戦時代に育った親世代は、幼少期に十分な教育

を受ける機会がなかった等の理由で、教育の意義を理解しに

くい現状があります。初等教育だけでは収入に直結しないか

らと、実際に子どもに勉強よりも家事を優先させてしまうこ

また、保護者自身も文字の読み書きができず、市場で騙され

お父さんやお母さん自身が読み書きできる「識字率の向上」

を通して、学ぶことの喜びや大切さを自ら体得してもらい、

子ども達への教育の大切さの理解を深め、精神的な支えに

識字クラス生徒の声 💬

私は小学校2年生まで通ったことがありますが、家が

貧しく、働かなければならなかったため、途中で通うこ

とを諦めました。読み・書きの知識はほとんど忘れてい

このクラスの終了後も勉強を続け、知識を得たいと

思っています。今はまだ具体的に決めていませんが、家

族のためにもっと勉強し、何か新しいビジネスを始めた

たので、この識字クラスはとても役に立っています。

てしまうケースも多く報告されています。

なってもらいたいという想いで実施しています。

いと考えています。

とが多くあります。

子どもの学習をサポートできるようになります。

「識字教育支援」へ寄付をご希望の場合 ご寄付の額に上限下限はありません。

JHPの識字教育支援を進めるための事業費や運営管理費 として大切に使わせていただきます。

JHPは2001年1月に日本で19番目に認定NPO法人の認定を受けました。 以後継続して認定を受けていますので、皆さまからのご寄付は税制上、寄付金 控除の対象となります。

JHPでは、様々な形でのご支援を受付しております。個人の方のJHPへのご寄付は最大40%が 戻ってきます。個人の所得税の控除は、確定申告の際、△所得控除方式と③税額控除方式の2つから 有利な方を選択することができます。詳しくは最寄りの税務署へご相談ください。

個人によるご寄付の場合

A 所得控除の場合

所得からの控除額=(寄付金総額-2,000円) ※控除の対象となる寄付金額は総所得の40%まで

B税額控除の場合

所得税からの控除額=(寄附金総額-2.000円)×40% ※控除の対象となる寄付金額は総所得の40%まで ※税額控除の上限は25%

税額控除を選んだ場合の一例

1万円の寄付・ …3.200円の減税 5万円の寄付 … …19,200円の減税 10万円の寄付 …… …… 39,200円の減税 ※いづれも「確定申告」をすることにより税控除を受けられます

| 相続財産からご寄付いただく場合

相続税の申告期限内に当会にご寄付くださった場合、 一部の場合を除き、その寄付金額には相続税が課税されません。

法人によるご寄付の場合 🤇

一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別枠に、認定NPO法人等に 対する損金算入額が設けられており、一般寄付金分も併せて、①+② を損金算入でき、この分には法人税が課税されません。

一般の寄付金限度額

①(資本金等の額×当期の月数/12×0.25%+所得の金額×2.5%)÷4 認定NPO法人限度額

②(資本金等の額×当期の月数/12×0.375%+所得の金額×6.25%)÷2

そのほか、個人地方税の税額控除が受けられる場合があります。 詳しくはお住いの区市町村へお尋ねください。

確定申告の際、当会が発行する領収書が必要です。当会では領収書を次の通り発行しております。

■ 法人の方……ご寄付をいただいた都度

■ 個人の方……ご寄付をいただいた翌年の1月(確定申告直前) ※JHP正会員の会費は寄付金控除の対象になりません。

この受領証は、郵便局で機械処 理をした場合は郵便振替の払込 みの証拠となるものですから大 切に保存してください。

この払込書は、機械で処理し ますので、口座番号及び金額を 記入する際は、枠内に丁寧に記 入してください。

また、本票を汚したり、折り 曲げたりしないでください。

(ゆうちょ銀行)

「できることからはじめよう!」

当会は1993年から、カンボジアをはじめとした子ども 達の教育環境の改善のため、校舎建設や芸術教育支援活動 を続けてきました。

その実績が評価され、国税局より認定NPO法人に認定 されたので、ご寄付には税制上寄付控除が認められます。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。